

向原お試し住宅入居取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、入居者が地域における生活を体験し定住先を探すまでの住居を提供することを通じて、地域等の多様な主体との協働により地域活性化を図るとともに、佐伯地域の移住定住を促進させることを目的として定める。

(入居の種類)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項の規定に基づく普通財産の貸し付けとして適用する。

(提供する住宅)

第3条 提供する住宅は次の住宅とする。

住 宅	所在地
向原住宅1 182号（以下、向原お試し住宅」という。）	廿日市市浅原2697番地2

(入居の対象者)

第4条 入居しようとする者は、次の各号について理解し、宣誓書を提出するものとする。

- (1) 浅原のコミュニティ活動及び地域活動等に賛同し協力的である。
- (2) 地域情報等をSNS等で発信する。
- (3) 向原お試し住宅を活用した市の事業に協力する。
- (4) 廿日市市内へ定住意思がある。

2 向原お試し住宅の収容定数は、1世帯とする。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は原則1年とする。ただし、地域活動等の状況を踏まえ、市長が特に必要と認めた場合は、1年延長できるものとし、最大3年を限度とする。

(貸付料)

第6条 向原お試し住宅の貸付料は、月額とし、その額は18,800円とする。貸付料は貸付日から徴収する。

2 入居者は、貸付料を各月末までに納付しなければならない。

3 新たに入居又は明け渡した場合に貸付期間が1月に満たないときは、日割り計算とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(入居者の負担)

第7条 入居者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) ガス代、電気・水道料等の光熱水費及び共益費
- (2) 居室、庭の清掃に要する費用
- (3) 居室に附設した消耗器材の取替えに要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、専ら入居者の私用に係る費用

(入居手続)

第8条 入居しようとする者は、向原お試し住宅入居申込兼誓約書（別記様式第1号）及び廿日市市公有財産管理規則（昭和63年規則第16号。以下、「管理規則」という。）第35条に規定する財産借受願に次の書類を添付し提出しなければならない。

- (1) 本人及び入居者全員を確認できる住民票の写し
- (2) 向原お試し住宅緊急連絡先届（別記様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（管理義務）

第9条 入居者は、施設の使用について細心の注意を払い、これを正常な状態において管理しなければならない。

- 2 市長が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、入居者は、これを拒むことができない。

（退去の手続）

第10条 退去しようとする者は、管理規則第44条に規定する借受財産返還書を提出しなければならない。

（退去時等の原状回復義務）

第11条 入居者の責に帰すべき事由によって、施設の修繕等の必要が生じたときは、市長の指示に従い原状に復さなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第12条 入居者は向原お試し住宅を第1条に規定する目的外に使用し、居室を転貸し、その使用权を譲渡してはならない。

（禁止行為）

第13条 向原お試し住宅では、次の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときはこの限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

（明渡しの請求等）

第14条 市長は次のいずれかに該当するときは、入居の許可を取消し、向原お試し住宅の明渡しを請求できる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 不正の行為により入居したとき。
- (3) 貸付料を3月以上滞納したとき。
- (4) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 正当な理由なく連続し、15日以上住宅を使用しないとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき。（同居者が該当する場合を含む。）

- 2 前項の規定により明渡し請求を受けた入居者は、速やかに向原お試し住宅を明け渡さなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。